広島県告示第八百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	
広島県広島市南区仁保一丁目、同区仁保二丁目、同区仁保三丁目、同区仁保四丁目及び同区本浦町地内	仁保四丁目二〇（一四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		仁保四丁目二〇（一四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十三号）で定める事項
	仁保四丁目一三（一五〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり					
	仁保四丁目一一（一五一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		仁保四丁目一一（一五一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	仁保四丁目一一（一五一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		仁保四丁目一一（一五一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	仁保一丁目五七（一六七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		仁保一丁目五七（一六七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	仁保一丁目五七（一六七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		仁保一丁目五七（一六七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	仁保一丁目五七（一六七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり					
	仁保一丁目五七（一六七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり					
	仁保一丁目一六（二〇九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		仁保一丁目一六（二〇九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

仁保一丁目一六（二一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保一丁目一六（二一七）	急傾斜地の崩壊
仁保一丁目一六（二一七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保一丁目一六（二一七―一）	急傾斜地の崩壊
仁保一丁目一六（二一七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		
仁保一丁目三五（二一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保一丁目三五（二一九）	急傾斜地の崩壊
仁保一丁目三五（二一九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保一丁目三五（二一九―一）	急傾斜地の崩壊
仁保一二（二三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保一二（二三一）	急傾斜地の崩壊
仁保二丁目二二（四四六四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保二丁目二二（四四六四）	急傾斜地の崩壊
仁保二丁目二一（四四六五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保二丁目二一（四四六五）	急傾斜地の崩壊
仁保三丁目四一（四四六六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保三丁目四一（四四六六）	急傾斜地の崩壊
仁保三丁目四一（四四六六―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保三丁目四一（四四六六―一）	急傾斜地の崩壊
仁保四丁目二〇（四四六七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	仁保四丁目二〇（四四六七）	急傾斜地の崩壊
本浦町二八（四四七一―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本浦町二八（四四七一―三）	急傾斜地の崩壊
本浦町二八（四四七一―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本浦町二八（四四七一―四）	急傾斜地の崩壊
本浦町二八（四四七一―五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本浦町二八（四四七一―五）	急傾斜地の崩壊
本浦町二八（四四七一―六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本浦町二八（四四七一―六）	急傾斜地の崩壊
本浦町二八（四四七一―七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本浦町二八（四四七一―七）	急傾斜地の崩壊

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。